

令和5年第2回ニセコ町議会定例会 第3号

令和5年3月14日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	山田浩二
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	齊藤徹
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	黒瀧敏雄
都市建設課参事	橋本啓二

上	下	水	道	課	長	石	山	康	行
総	務	係			長	樋	口	範	幸
財	政	係			長	浅	井	理	登
教		育			長	片	岡	辰	三
学	校	教	育	課	長	阿	部	信	幸
町	民	学	習	課	長	中	村	正	人
こ	ど	も	未	来	課	淵	野	伸	隆
学	校	給	食	セ	ン	三	橋	公	一
					長				

○出席事務局職員

事	務	局	長	前	原	功	治
書			記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議会日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、小松弘幸君、8番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。
次に、去る3月8日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告がありましたので、報告します。予算特別委員会委員長に高瀬浩樹君、同副委員長に木下裕三君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
斉藤うめ子君。
○5番（斉藤うめ子君） 皆さん、おはようございます。5番、斉藤うめ子です。通告に従いまして、3件質問させていただきます。
その前に、今日たくさんの方に傍聴にいただきまして、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。
それでは、1件目に入ってまいります。1件目、女性と政治、なぜ女性議員は増えないのか。今年4月に行われる統一地方選挙で女性の議員がどれだけ増えるか注目されています。2月18日の朝

日新聞、27日の北海道新聞には、1面トップ記事で取り上げられました。それによると、全国1,788地方議会のうち女性ゼロ議会が256、14.3%、女性が1人だけの議会が436議会、24.4%で、両方合わせた女性ゼロワン議会は約38.7%、4割にも上る。50歳未満の女性議員は全体の2.9%。地方議会の構成は男性に著しく偏り、若年層の女性がほぼいないといういびつさが続いているとあります。また、北海道新聞では道内の地方議会179市町村のうちゼロワン議会は104市町村に上り、女性ゼロ議会52、女性1人議会52、合わせて104市町村で全体の57.7、約4割近くに上っています。ニセコ町議会も女性1人議会が続いています。環境モデル都市ニセコ町、SDGs未来都市ニセコ町として全国から注目されているニセコ町として、この現状を町長はどのようにお考えか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） ニセコ町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。本日もよろしくお願ひをいたします。それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

本年も3月8日の国際女性デーに合わせて議会の議席の一定数を女性に割り当てるクオータ制の導入を目指す市民団体などの動きが活発になっているとの報道が多くなされているところでございます。政策運営においては、もとより女性の視点が重要であり、多様な意見をいただく必要があるというふうに考えておりますが、日本国内においては女性議員の割合が先進諸国と比較しても極めて低い状況にあります。本町の女性活躍の歴史においては、古くは駅前で旅館を経営されていた平松えんさんなどが活躍、その後今から67年前の昭和33年、1956年には中央婦人会が季節保育所の開設、さらには公民館設立運動に尽力され、当時まちづくり運動のリーダーであった原ヲクラさんが女性議員として活躍するなど女性の活躍がこのニセコ町のまちづくりを牽引してきたと、そういうニセコの歴史においても女性議員数はこれまでも少ない状況にありました。現在男女共同参画基本法に基づく第5次の基本計画において各政党での女性比率を高める要請がなされているところではありますが、無所属の方が多い人口規模の小さな自治体議会においては、女性議員の割合を増やす方策もベストな良案というものは浮上していない現状かと思ひます。土曜日や日曜日、休日や夜間の議会の開会、さらにはウェブでの議会参加や産前産後の休暇、育児休業などをはじめ、様々な立場にある町民の皆様が議員として活動しやすい議会の在り方についても議会においてご議論を賜ればありがたいというふうに考えております。昨年の9月議会において斉藤議員から類似の一般質問があった際にお答えをしておりますが、まちづくりや政治に興味を持つ方々の活動に対して町としてもできる限りの支援はさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長、ありがとうございます。実は今日ちょっと本を持ってまいりました。これ「さらば男性政治」という本です。今年1月20日に三浦まりさんが発行されました。この中で非常に今の女性議員が少ない現状を言い当てているなというところがありますので、本当に短いので、ちょっと読み上げさせていただきます。男性政治とは男性だけで営まれ、男性だけが迎え入れられ、それを当然だと感じ、たまに女性の参入が認められても対等に扱われない政治である。

この見慣れた風景を21世紀の今日も民主主義と呼んでいいものかということを書かれています。これまたたくさんいろいろなことが書かれています。昨年国連が発表したジェンダー平等の実現には、現在のペースでは300年近く要するということが発表されています。町長、300年です。SDGsの5番目の目標は、ジェンダー平等を実現しようとなっています。SDGsの持続可能な開発目標では2030年までにジェンダー平等達成が書かれています、SDGs未来都市ニセコ町としてこの目標に対してどこまで達成を考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それと、先ほど町長もおっしゃったことなのですから、昨年の9月議会で私は候補者男女均等法、ニセコ町の責務について質問したのに対して、町長は男女共同参画に関して法律の遵守は我々の使命であり、もちろん遵守して進めてまいりたいと考えておりますと答弁されています。今後どのような施策を進められてこられたのか、以下について再度、重なる部分もありますけれども、質問させていただきます。

1点目は、ニセコ町としての必要な施策として、今後とも人材育成に努めてまいります。人材育成の重要性を繰り返し述べられておりますが、この点についてはいかがなんでしょうか。

それから、2点目です。新しく改正された、これ2021年6月に改正された候補者男女均等法では、その自治体の、その自治体というのはここではニセコ町なのですから、社会的障壁の状況の実態調査、情報収集を行うことを明記されています。各自治体で置かれている社会的状況は違ってきます。ニセコ町独自の女性の政治参画への社会的障壁に関する調査研究については、どのように考えられておりますでしょうか。

3点目、次にハラスメント対策ですが、これまでハラスメントの研修会はありましたけれども、これどこまでも一般職員を対象とした研修であって、議員向け研修というのはされておられません。ですから、ハラスメントのための議員向け研修、ハラスメント防止の倫理規定の整備、相談窓口の設置などが内閣府から設置するように上げられていますが、その点についての進捗状況はいかがでしょう。

以上、伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの斉藤議員の質問にお答えいたします。

人材育成に関しましては、私どもこれまでも町民講座や各種講演会など様々な場を男女問わず参加できる形で進めてきております。今後ともこういったものを増やしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の社会的状況についてでございますが、これまで行政としては自治体での女性参画、職場のそれぞれの職の重要性に鑑みての女性参加等については、差別的な取扱いは一切せずに全て男女平等の中でやってきているところであります。

それから、3番目の質問のハラスメントについてでございますが、議員向けの研修がというお話ですが、議会は行政から独立した機関でありまして、議会の中身については議会議員相互に、あるいは議長のトップリーダーの中で進めるものでありまして、我々の側から議会議員の研修をするというのは、これは独立機関に対して大変失礼な話ではないかと思っておりますので、それはぜ

ひ議会の中でこういった対応お願いできればありがたいなと思っております。

それと、相談関係であります、DVはじめ様々なことには福祉部門含めて相談窓口は広く開放して、個別具体事例に関していろんな人権問題含めて対応させていただいていますし、現在町での弁護士さんも要請しているところでありまして、それらにつなぐこともこれまでもやってきておりますので、その点ご理解賜ればありがたいと思っております。

以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長、今回だけではないのですけれども、行政と議会は別な機関であるから、それは別個にしてほしいということ、何度も町長の答弁の中からお聞きしていますけれども、この政治分野における男女共同参画の推進に関する法律というのは、国がつくった法律なのです。そして、自治体にその責務を負わせているというか、責務を与えているわけです。ですから、町長も最初におっしゃったように、法律は遵守するというふうにおっしゃっています。ですから、これは自治体がすべきものです。こういう法律ができる前から全国の自治体では、多くはありませんけれども、積極的に、一番最初に出した、2018年5月に成立したのですけれども、その前から確かに多くはないけれども、女性議員をどうやって出そうかということで、行政のほうで様々なそういう施策を取って、学習会とかやってきているのです。特にそれでも間に合わないということで、2018年にできたのですけれども、努力義務に勤めていたということで、女性議員がなかなか伸びないということで、新たに2021年の6月に改正法ができて、各自治体への責務、努力義務ではなくて、責務を課したわけです。ですから、これは議会がする分もちろんありますけれども、行政が積極的に進めていかなければできないことだと思うのです。実際にやっている自治体は全国にあります。前回も紹介したように、全国で注目されている兵庫県の小野市の例なんかはウイメンズチャレンジ塾とか女性議会を必ず開催するとか、そういうことを積み重ねてきて、今43%の女性議員を一挙に押し上げたわけです。そういうことが非常に注目されています。先ほど町長はクオータ制のことをおっしゃいました、クオータ制。全く今札幌市で、全国なのですけれども、特に今回北海道でこのクオータ制を進める団体というのが次々成立されてきまして、それで活動を始めているのですけれども、今現在世界129か国、クオータ制を採用しています。ほとんど達成目標で40%前後から50%に近い女性議員率を達成しているところは、ほぼ100%クオータ制を入れています。もう必要なくなって、制度を取りやめる国もあります。だけれども、それをしなければ自然に任せていたら300年、それではあまりにも時間がかかり過ぎる。だから、何らかの施策をしなければならぬということで国も動き出したわけです。ですから、ニセコ町も町長は法律をもちろん遵守するというふうに明言されています。自治体としての覚悟を去年の9月に表明してくださいました。ですから、ぜひニセコ町もそういう施策を積極的に行ってほしいと思っています。関心のある団体に手挙げてくださいということなので、私は手挙げていますけれども、やはりこういうことは本当に根本的にきちっと進めるには行政が積極的にやらなければできない問題だと思っています。

それで、1つちょっとお知らせしておきたい。このクオータ制という名前なのですけれども、発祥はノルウェーです。2010年、今から12年前なのですけれども、東京から三井マリ子さんを講師に

ニセコ町で講演とセミナーをしていただきました。その三井マリ子さんが初めて日本にこのクオータ制という言葉を持ち込んだ方なのです。これは候補者、この場合、クオータ制というのは割当て制ですから、いろんなどころに使われるのですけれども、特に政治分野の男女共同参画を進めるために候補者の議席の一定数を女性に割り当てる制度です。それが世界の犬勢を占めてきています。日本はそれを入れないから、入れない現状でスタート、20年前はほとんど男女の割合、欧米も女性の議員率というのは日本と同じだったのです。戦後一気に日本も国会議員が女性がたくさん出ました。ところが、その後が途切れてしまって、だんだん、だんだん現状維持というか、さっぱり伸びないのが現状なのです。

それで、もう一つ申し上げたいのは、今少子化が大きな社会問題になっています。昨年の出生数は80万人を割りました。その根本的な理由は、日本社会に根深く埋め込まれたままのジェンダーの格差にあると言われていています。その問題を解消するためにもどうやったら女性議員をたくさん出して、民主的な政治を運営するか、そこが一番大切な問題だと思います。女性が半分いるこの社会で、あまりにも少な過ぎる。特に1人議会、ゼロ議会というのは、先ほど申し上げたように、北海道では60%ぐらいになっています。ですから、やはりこれは自治体の義務として、努力義務ではなくて、責務としてぜひ推進していただきたい。私たちは団体としてそれに協力するというか、いろいろと一緒にやっていけたらと思っていますけれども、まずは自治体が音頭を取ってやるべきではないかなというふうに私は思っています。町長、ぜひそれを積極的にできるだけ早い時期に、本当はこの4月の選挙に間に合ったらいいのですけれども、何分時間がないこともありますけれども、その点について町長に再度お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、議会制度に対する認識にそこがあるのではないかというふうに私は斉藤議員のご質問をいつもお聞きしながら思っています。日本の地方自治制度というのは二元代表制です。首長を直接住民が選び、そして一方でチェックアンドバランスの機関として住民の代表として議会を選ばれています。議会議員の皆さんが皆さんで話し合っって議会意思を決定すると。それに対して町長の政策にゴーサインを出したり、ストップをかけたり、あるいは修正をしたりということがあります。そして、議会には条例制定もあります。皆さんが出して、例えばクオータ制がいいということであれば、クオータ制を推進する条例、あるいは議会で決議をして、理事者としてもそういう行動を促すということは議会の意思決定の大きな重要な役割ではないかと思ひます。まず、議会の中でそういうことを話し合っって、議会意思を決めていく、そのことによって町だったり、町民の皆さんに働きかけるといふのは議会の二元代表制の一つの代表機関としての役割ではないかと思ひますので、斉藤議員の一個人の意見で何かをするよりはまず議会意思で、議会の中で話し合うことが大前提ではないか。斉藤議員よく話題に出します芽室町で様々な議会改革やっていますけれども、それも議会の皆さんが話し合っって動いていることです。理事者から働きかけて動いていることでは全くありませんので、私どもニセコ町まちづくり基本条例に基づいてやっていますけれども、このとき私はすごいなと思ひましたのは、これ検討しました、2年近く。そのときに議会のことも我々検討していまし

た。そうすると、議会から議会に関しては代表機関である議会が自ら検討して、議会の案を出しますということで、一切私どもは検討をやめました。議会は、その次の見直しの際に町が出した案を修正をして、議会の条文を入れてきたのです。まさにニセコ町議会の矜持といいますか、私はすばらしいことだと思っています。ぜひそういった視点に立って議会自ら意思決定をしていただく、そのことによって私ども議会の後押しがあるということあれば、クオータ制度とかいろんなものに挑戦できると思います。ぜひ議会内での議論をお願いしたいというように思います。よろしくお願いいたします。

(何事か声あり)

○議長（猪狩一郎君） 3回質問が終わりました。同じ内容であれば後程……。

○5番（斉藤うめ子君） いや、同じことではありません。町長の発言は間違っていると私は思っているのです、そこを一言申し上げたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） そしたら、特別に。

○5番（斉藤うめ子君） ありがとうございます。これは、政府がつくった法律なのです。だから、こういう問題は、政治の問題は議会で決めて、そしてそれを町側に持ってきなさいという、町長いつもそれ繰り返しているのですけれども、この場合は違うのです。町長、政治分野における男女共同参画推進に関する法律、もう一回読み直していただきたいし、私も一緒に読みたいと思っています。ですから、ここに書いてあります。国、地方公共団体の施策の強化というのが書いてあります。議会と限定しているわけでは全然ないのです。国、地方公共団体、ニセコ町のような公共団体、自治体がやらなくてはいけない。そしたら、それは行政側が主導していくしかないのです。実態調査とかいろんなこと全て盛り込んでいますので、そこが違うところです。その前の改正、2018年のときに町長はこれは政党がやることだというふうに理解されていたようですけども、そうではなくて、これは行政側がやる法律です。そこをしっかりと理解していただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 共同参画に関する法律については遵守するというを私は言っていますし、そういうことに取り組んできているというふうに思います。ただ、議会は代表機関として二元代表制の中にあるのです、地方自治制度の中で。だから、私たちが議会の中では運営や議会の中身についてこれまで意見言ったり、手を突っ込むことはしないというのは、それは住民の皆さんが直接議員さんを選んでいるのです。そして、議会議員の説明責任は住民にあるのです。議会議員の皆さんは住民の世論を得てこういった本会議の場に立って、町長発信の議論をしながら議会意思を決定するというのが議会の役割です。重要な住民が直接選んだ代表機関に対して、二元代表制の町長という立場の人間が議会に対して指導だとかこっち講演やるとか議員さんの研修会を町が主催してやるとか、それは全く地方自治制度の根本を斉藤議員がご理解いただいていないのではないかとこのように思います。斉藤議員は政府、政府と言いますがけれども、今地方分権、社会の中で地方自治体はみんなの意思で決定しているのです。中央が全てではありません。その中で我々もバランスを取りながら動いておりますので、ぜひその点をご理解いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○5番（斉藤うめ子君） 議長、一言。

この問題、非常に大きな大変重要な問題ですので、ここではちょっと確認する時間もないかと思えますけれども、そこは徹底的にやりたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤さん、町長が言ったとおり、議会は議会の中でやらなくてはいけないことなのです。そこ分かってください。

（何事か声あり）

だから、議会の中は議会、町全体のことは町全体という、今町長の説明のとおりだと思います。

○5番（斉藤うめ子君） ですから、女性の政治参画の問題は議会の問題だけではないのです。ですから、そこをちゃんと理解していただきたい。この法律をもう一回読み解く、それが必要ではないかなというふうに思っています。

以上、切りがないので、ここでやめます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問してください。

○5番（斉藤うめ子君） 次に参ります。

2件目、ニセコ町はついの住みかになり得るのか。近年特に高齢者の方々がニセコ町を次々と去っていくケースが多く見受けられます。この町に生まれ育った地元の方々も、また定年退職後の60代から移住してこられた方々などは70代半ば頃からこの町を去っていかれる方をたくさん見かけてきました。移住してきた当初はそれほど苦にもならなかった除雪の問題、これまで自由に運転できた車も高齢のため免許証の返上、車を手放すなど、また年齢を重ねるにつれて小樽や札幌などの都会の病院へ通院せざるを得ないなどの問題が発生してきています。高齢、独り暮らし、除雪、交通、通院、買物などのために住み続けられることがますます困難になってきています。町外に家族や親戚のいる方々は近くに呼び寄せ、同居するなど、またその近くの施設に入居させるなどのケースが多く見受けられます。しかしながら、住み慣れたニセコ町を離れたくない、またニセコ町に移住してきた方々の中にはニセコをついの住みかとして住み続けたいという希望は多くあります。そうした高齢者の願いをかなえるためにニセコ町はどのような対策を考えているのか町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

ついの住みかを決めるのはご本人やそのご家族の皆様方であり、ニセコ町ではそれぞれのお困り事などに対して一緒になって解決に当たることができるよう随時相談というものを受け付けて、一緒になって相談させていただいているというような状況であります。しかしながら、様々な事情から町外へ転出せざるを得ない方もおられるというふうに思います。町ではご高齢の皆様が極力ニセコ町で住み続けられるよう高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、居宅介護支援、ニセコ町地域包括支援センターなどをはじめ、ご高齢の皆様方の生活支援の方策を少しずつ拡充してきているところでございますが、交通の利便確保などまだまだ対応すべき課題は多いものというふうに考えております。今後とも社会福祉協議会、ニセコ福祉会や役場内での横断的な情報共有を行いつつ、種々の課題に適宜対応してまいりたいと考えておりますので、ご支援くださいますようお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ニセコ町の高齢化対策ですけれども、高齢になると、先ほど申し上げたように、除雪の問題が非常に大変になってくる。でも、何よりも一番大きな問題は、地域交通の問題が一番大きいのではないかと思っています。町民の方々からいろんな切実な声が寄せられてきています。せめて通院にはニセコ町が倶知安厚生病院まで送迎できる方法はないのかという声があります。いろんなことで年々不便になってきています。タクシーも頼めない。つい二、三日前なのですけれども、ニセコ医院から倶知安厚生病院にすぐ受診するように言われた方がいらしたそうです。タクシー頼もうと思ったら、タクシーも頼めなかったのです。では、どうしようかといって近所の方いろいろと探して、最終的には近所の方手挙げて、送ってくださるという方が出てきたので、送っていただいたそうですけれども、こういう状況ではニセコ町を離れざるを得ないというのが現状ではないかと思います。ニセコって唯一特別養護老人ホームハイツがあるのですけれども、実際ニセコ町の、50床です、入れる方は、今47人。うち9人が町外者で、町内の方は38人ほど入居しているらしいようなのですけれども、経営難とかいろんな問題があって、それを維持するのが大変だというお話はいろいろとお聞きしました。結局、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、一人では生きられなくなってしまって、どこかお子さんのところ、町内にいけばいいのでしょうか、町外、また町内にいてもご自宅でお世話することが大変なので、どこか施設に入れたいということで、近場でしたら倶知安とか蘭越とかに移られていく方を本当にたくさんお見受けするのです。私も、ニセコ町をついの住みかになすべく世界の中からこのニセコ町を選んで移住してきました。ですから、この町に住み続けたいという思いが強くあります。ですから、そのためにどうしたらいいのか。町長、今おっしゃった漠然とした答弁では解決にはなかなかならないと思うのですけれども、これをまず第一歩として、私は足、交通が大事ではないかなというふうには思っています。ほかの近隣の町村はそれぞれ独自のいろんなそういう施策をされているので、単純に比べることはできないのですけれども、今後こういう、要するに私は、大分前になります……大分前って四、五年前になるかと思いますが、ニセコ町は高齢化率低いのです。近隣から比べたらぐっと低かったと思います。私が調べたときは27.何%、東京都が26.何%で、たった1%しか違いがなかったということは、高齢者は町から出ていくから、高齢者率が低くなるという実態があったというふうに理解しています。ですから、こういう高齢者、これからどんどん増えていきますので、この対策というのを何か町長、もう少しお考えないものでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今現在除雪のこと、それから特に地域交通、交通が脆弱だというのは我々も本当に危機感持っております、これまでもタクシーを増車できないかとか、いろんなことは相談をしてきています。この21日も北海道庁運輸局、それから北海道ハイヤー協会の会長さん含めてこのニセコ町に来られて、いろんな意見交換させていただくことになっています。タクシーやハイヤーって現在いろんな制約があって、なかなか解放されることにはなっておりませんが、今タクシーがない、結局観光で千歳ニセコ間に相当数が今使われている。その関係で地域で回るタクシーが全くないというような状況が繰り返されているという状況でありまして、この冬も各観光関連事業

者、それから町民の皆様からもなかなかタクシーがつかまらないという声は聞いております。これらに関して今現在特に冬場、全く町民の足がないという現状でありますので、冬に向けて何らかの対策が取れないかという検討を進めていきたいというふうに思っています。こういった観光での利用が多くなって、そのために住民が使われないということもたくさんありますので、できるだけ早く安定的財源として宿泊税を導入して、そのうちおおむね45%ぐらいはこういった地域交通に使うことによって住民の皆さんの足の確保もしていければというふうに現在考えているところであります。

また、除雪関係につきましても予算見ていただければ、随時予算はそれぞれ拡大をさせていただいて、それぞれ集落の皆さんの道路も今年の冬から枠を少し、経費的な面でありますけれども、応援を強化したり、そんなことをさせていただきながら進めているところであります。また、大枠でいうとニセコの場合普通のグループホームと申しますか、そういった老人、ご高齢の皆様が入るホームがちょっとないということがありますので、今後についてはこういったものの民間誘致というものを検討しながら、情報があればそういった対応もしていきたいなというふうに思っています。ただ、最後におっしゃった高齢の皆さんがいなくなるから、高齢化率が低いということはありませんので、若い方を含めて、日本経済新聞にも出されていましたが、教育移住と申しまして、教育、小中学生のお子さんを持つ移住の割合がニセコ町は北海道で一番多いということも日経の記事にも載っております、そういう皆さんの移住が増えていることによって高齢化率が低くなっているということでもあります。そのためには、今住宅がないということが一番の大きな課題でありますので、住みたい人が住める住宅、それから健康のためにも暖かい住宅、こういったものをどうやって整備していくかというのは我が町の大きな課題でありますので、こういった交通弱者の問題と併せて住宅の基盤整備と申しますか、こういうこともしっかりやっていきたいと、このように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） もう一つ。先ほどちょっと質問するのを忘れたのです。やはりニセコ町も高齢者増えてきています。これ人口動態、ごく最近の頂いたのですけれども、65歳以上の独居の方は274世帯、その中でも私が気になったのは80歳以上の男女の独居の独り暮らしの方です。男性は、80歳から95歳まで一人で暮らしていらっしゃる方がいらっしゃるようなのです。その数は18人、男性は80歳から95歳が18人、女性は80歳から最高齢96歳、85人というふうに女性のほうが5倍近く独り暮らししています。何らかのいろんな問題、先ほどの交通の問題とか通院の問題、除雪の問題、それが大きいように思うのですけれども、それでもう一つ、これちょっと2017年のデータですけれども、こういう土地柄で、これ厚生労働省の調査なのですけれども、今現状で約8割の方が病院で亡くなる一方で、8割の方が人生の最期を自分の自宅で迎えたいという希望があるそうです。それで、今2023年ですけれども、25年で団塊の世代が全部後期高齢者になります。そうすると、日本の後期高齢者が2,200万人になるそうです。まさに高齢化社会です。もう前から言われていますけれども、ですから、うちで訪問介護とか在宅医療とか訪問看護、介護を充実、どういう状態かちょっとまだ把握できていないのですけれども、ただ二、三の方、ご自宅で見送ったという方には二、三お

話は聞きに行きました。ただ、条件が非常に大変で、お近くにお子さんたちがいても交代で最後までお世話したとかというケースが多いのです。でも、そういう恵まれた方というのは本当に1割、ごくごく少ないのではないかと思います。ですから、公の在宅医療とか訪問介護、看護ということをもっと充実する方向が取れないものかというふうに考えていますけれども、そういうことはニセコ町はどのように考えていらっしゃるのか最後にお聞きします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、当初の質問から大分具体的になってきたところで言わせていただきますと、交通のところから始まりまして、除雪、そして独居の高齢者に対する医療、介護の支援ということなのですが、実態といたしましてはニセコ町で今介護認定等々受けている方の数、それから具体的な人もうちのほうで把握している状況ではございますけれども、その方々全てに対して適切なサービスかと言われれば、当然事業所の数なども限界がありますので、また施設についても例えば都会、札幌のようにいろんな各種施設がそろえているわけではないので、全ての希望に対してお応えができていないという状況ではないのは我々担当の部署も把握しているところでございます。そこは、できる限り制度に沿った対応をさせていただくということで、今後に向けてまたいろいろな具体的な方策など議員などの皆様からも情報を得て、よりよい福祉サービスの向上に努めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 3件目に参ります。

飼い主のいない野良猫問題にこれから町はどのように向き合っていくのかお伺いします。昨年、2022年1月から今年1月まで12回にわたって猫と人の幸せな共生を目指して、近隣町村の方々と猫に関する意見交換を行ってまいりました。昨年11月には江別市から猫の避妊、去勢手術専門医に出張していただき、町内の宮田会館をお借りして、2日間にわたり町内外の野良猫、飼い猫を含む約50匹の猫の避妊、去勢手術を行いました。まず、これを実施する前に一番問題になったことは、野良猫の手術代を誰が出すかということでした。ニセコ町内だけでも500匹の野良猫がいると推定されています。これからまた春になって、繁殖期が来ます。猫の繁殖力は非常に高く、あっという間に10匹、20匹、30匹と増えてしまいます。猫の手術代を個人が負担することは、ますます難しくなってくると思います。これは、個人のみの責任で全てを負うべき問題ではなく、社会全体の問題ではないでしょうか。全国的に猫の手術代を全額負担する自治体や、または手術代の一部を助成する自治体もかなり増えてきています。この問題に町長としてどのように向き合っていくのか、町長のお考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

野良猫についての役場への具体的な相談は、年に1件から2件程度の相談がこれまでありまして、その際には後志総合振興局と協力して対応させていただいているところでございます。町としては、

それぞれのケースにより対応の内容も変わりますので、今後も個別具体的な事例に沿って対応させていただきたいというふうに考えております。町では、動物愛護や地域環境保全の観点から毎年広報紙で捨て猫の禁止や屋内飼育のお願いを野良猫を発生させないようにしているところでありまして、これらを継続して周知してまいりたいというふうに考えております。なお、不妊、去勢手術の助成につきましては、現在道内では1市2町で実施しているというところでございます。町では現在のところ助成制度の創設というのは考えておりませんが、今後とも地域での具体的なお困り事があれば、実情に応じて対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） これ何回か質問させていただいてきたのですけれども、町長の答弁は大体毎回同じ答弁にとどまっているのが現状です。困り事の相談も年に1回か2件というふうにおっしゃっていますけれども、現実にはそれ本当に違っていると思います。それで、前回の12月の議会定例会で地域おこし協力隊に動物愛護推進員の採用をの質問に対して、町長はニセコ町独自での動物愛護推進員の設置は考えていないが、北海道や関係団体と連携して動物愛護の推進を進めていきたいと答弁されていますが、その進捗状況はいかがなのでしょう。お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 個別具体的な事例に沿って、後志総合振興局等で話し合いをしながら個別具体的な事例の解決のために調整をしているということでもあります。野良猫が500匹おられるというふうな質問もありましたが、これらについて500匹の野良猫というのは我々も承知しておりませんので、具体的なそういった実例があれば個別的にここでこんな実態があって、野良猫がここでこういうふうにあるとお教えいただければ、また北海道とも相談しながら対応させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長、これまでも何度も質問させていただきましたけれども、どうしてもかみ合わないところばかりで残念なのですけれども、私は猫の話を去年続けてきて、そして避妊、去勢して、家猫で飼っている方々とかなり、10件ぐらいいかな、お話ししてきました。これ飼っていくのに餌代とか砂代だけでも個人差があるといっても何万円どころか10万円ぐらいかかる方もいらっしゃるのです。それは、大変お金もかかります。それから、毎年予防接種代とか病気になったときの病院代など、保険がないので、お金が相当かかります。ですから、確かに避妊、去勢手術というのは、江別の先生は非常に安くしてくださっているの、特別なければ雄は5,000円、雌は8,000円から、8,000円前後というふだんよりも半額から3分の1の価格でやっしてくださっているのですけれども、私はせめて、私の考え方はそれはせめて地元の自治体がそういう手術を受けやすい環境を整備して、そして手術代の助成制度を整備してほしいと思っています。先ほど500匹ということをお申し上げました。この情報は、役場の担当の係の方から約500頭ぐらい野良猫がいるということをお聞きしたので、それをそのまま言わせていただきました。私が調査したわけではありません。せめて、今全国的にこの問題というのは、日本、動物愛護の問題が非常に、犬、猫だけではなくて、遅れて

いるわけです。世界中からいろんな批判というか、されていて、本当に全国の自治体などがこの対策というのを取っています。2015年なのですけれども、もう8年も前ですけれども、神奈川県が、それから東京都の中央区が非常に進んでいるということで、全国の議員さんと視察させていただきました。その中の四国から来られた方が、そのとき松山市の市議会議員さんだったのですけれども、愛媛県議会に要望書を出したら、すぐに猫1匹に対して1万円の助成制度ができたというのです。今も継続しているかどうかちょっと確認まではしていません。すみません。直接お話ししました。そういうことがありますので、先ほど北海道とも連携してというようなこと、関係団体ととおっしゃったので、この問題は自治体が中心になって、全体的な、私は社会問題だと思っていますので、そういう対策を頭数がある、ないに、そんな被害があるとかないとかという問題ではなくて、実際に野良猫が、死んでいく野良猫もたくさんいますので、そういうこと、やっぱり命を大切にする行政、まちづくりを頭に置いていただきたいと思っています。私は、ニセコ町がいろんな意味で全国、全世界から世界のニセコ、ニセコと言われることを聞かされたときにこの野良猫問題をきちっと整備することがやはりすごく大事なことでないかと思っています。大門先生にニセコ町の猫を手術したり、その費用どのくらいかかりますか、それはそんなに正式に計算きちっとしたわけではないのですけれども、大体どのくらいかかるのでしょうかということをお聞きしましたら、ざっと100万円あればまずできるのではないかということおっしゃっていました。今長沼のしっぽの会とか、それからどうぶつ基金なんか申請すると、手続なかなか難しいのですけれども、蘭越町は何かその手続を手伝ってあげているのです、野良猫の。ですから、いきなり全て一挙にというのは難しいかもしれないけれども、蘭越町でやっているやり方、どうぶつ基金から費用を出してもらおうとか、頭数を申し上げて、そして基金を出してもらおう。それから、しっぽの会はふるさと納税を出しているのです、長沼町の。だから、ほかの町村のふるさと納税を利用して、ニセコ町の猫に使うというのも私もちょっとどうかなという思いがあります。ですから、やはり命の環境を大切にする町であってほしい、そう思っています。ですから、今後の取組、町長も一応推進していくというふうにおっしゃっていただきましたので、これからどう進められていくかももう一度町長に確認したいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（富永 匡君） 斉藤議員の再々質問にお答えしたいと思うのですけれども、まず町の職員から500匹というのは、今日町の職員というか、私の部下としゃべったのですけれども、500の根拠が分からないと逆に言っているぐらいなので、町の職員から聞いたのではないのではないかなと、斉藤議員さん勘違いされているのではないかなと思うのですが、まず500の根拠というのは町から出たわけではないということをおっしゃりたいと思います。

それとあと、先ほど言っていたように、HOKKAIDOしっぽの会ですとか、あと日本動物愛護協会においては飼い主のいない猫の不妊、去勢手術の助成事業というのをやっています、日本動物愛護協会においては抽せんによる助成ということになっていますが、令和3年度の実績で全国で4,913頭、3,827万4,000円ほどの経費でやっているということで、これ年々予算も増やしているようなので、令和4年はさらに増えているのではないかなと思っています。ですから、こういう制度があるので、申請が大変だということであれば、個別にご相談いただければ当然私たちのほうでも

お手伝いできるものについてはしますし、ご本人たちの申請するというような声も必要ではないかなと思っております。

それと、先ほど餌代がかかるとかというところも言われたのですけれども、それ飼い猫の話でしょうか。飼い猫は餌代かかる分については、予防注射ですとかというのは、それは当然ペットなので、ご自分たちで払ってもらおうという形になるのかなと思ってますし、あと野良猫についても基本的にはやっぱり餌をやらないとか、そういう対策もしつつ、避妊、去勢手術が必要ならばお手伝いのほうは今後もしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） おはようございます。7番、小松です。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は、冬期の悪天候においても安全に車両が走行できる施策についてご質問いたします。冬期間、冬型の気圧配置が強まり、発達する低気圧の影響で暴風雪になることが多くあります。町道や道道を走行していると、猛吹雪や地吹雪が発生し、急に視界が利かなくなることもあります。このように前が見えないホワイトアウトに遭遇すると、視界や平衡感覚に混乱を生じさせ、車両等の距離感が認識できなくなり、衝突事故を招くリスクが高くなります。特に道道66号線は危険を感じる事が多くあり、交通事故を未然に防ぐためにも町としてホワイトアウトや吹きだまりが発生しやすい路線箇所をどう把握され、対処や注意喚起、周知をどう考えられているのか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

町では、冬期間においては地域における地形の状況もあって、雪が降っていなくても風速毎秒4メートルを超えるとホワイトアウトの現象が起きる箇所もございます。町道に関して言えば、1号線、西山尾の上連絡線、尾の上縦貫線などの川北方面が特に気をつけなければいけない路線となっております。さらに、本町においては毎秒風速6メートルを超えると市街地以外の町道はどれもホワイトアウトの状況になる可能性を持っております。議員ご指摘の注意喚起、周知につきましては、これまで同様ラジオニセコや町のホームページ、SNSなどを通じて極力外出を控えるようにというふうに周知をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 幹線道路の岩内洞爺線、66号線は雪道運転に不慣れな外国人レンタカーも多く利用され、今冬は、今年の冬は交通量も増加傾向にあります。特に昆布温泉方面に向かってセブンイレブンを越えると、左カーブを曲がるまでは直線の上り坂になっています。おまけに西側が小高くなっていることから、雪を伴った強い風が吹くと雪が飛雪し、ホワイトアウトが発生しやすい地形とも言えます。この区間、左カーブに差しかかるまでは固定式視線誘導柱、いわゆる矢羽根が80メートル間隔で8本設置されています。視界不良に直面しても道路の左側を見極められるよう矢羽根の設置間隔を短くし、本数の増設が必要であります。また、道路を歩く外国人も見受けられ、

2018年2月には歩いていた観光客の女子大学生が車にはねられる死亡事故が発生しました。人優先の安全、安心な歩行空間の確保のための施策として歩道を積極的に整備することは重要であります。これらを道路管理者である小樽建設管理部へ設置要請をできないか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

2018年の事故に関しましては、ニセコ町でも重く捉えております。年に2回北海道が主催で行われます社会資本整備推進会議を通じまして小樽建設管理部には以前より歩道の設置を要望はしてはいるのですが、現時点でまだ要望はかなえられていない状況でありますので、矢羽根の設置間隔の件と電光にするかどうか、見やすくする件も含めまして今後北海道に強く要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 主要道道につきましては、特に間道岩内洞爺線、相当今歩いている人が多いので、歩道設置については強くずっと要望してきているのです。それで、取りあえずアンヌプリの位置からモイワまではやっていただきましたが、大橋のセブンイレブンから上、昆布温泉間はないので、そこ蘭越倶知安ニセコ線、東山を抜けていく道路ですが、これと併せて現在も要望活動を後志総合期成会の中でも進めておりますので、今後とも引き続き要望を続けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） ニセコ大橋側から曾我神社方面へ車が右折する際、対向車が下ってくると車両は停止して、通過するのを待ちます。しかし、発進しようとしてもその日の気温や雪質によっては滑ってなかなか発進できない車が確認されます。この地点においては、凍結防止剤や滑り止め剤の散布の強化を併せて要請していただけないか、これについて伺いたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 小松議員の再々質問にお答えいたします。

セブンイレブンからアンヌプリスキー場の登山道の入り口までに関しましては、毎年事故が起きている箇所でもございますので、先ほどの件も含めまして北海道に砂まき等の強化を強く要望したいと考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 以下、順次質問させていただきます。

最初に、第6次ニセコ町総合計画策定についてお尋ねします。ニセコ町第6次総合計画策定に向けて業務委託業者、コンサルタントとの契約が行われ、作成審議会委員の公募も終了いたしました。ニセコ町の最上位の計画として今後12年間のまちづくりの基本となる計画づくりについて、以下の点について伺います。

1つ、第4次、第5次の総合計画の実施状況や近年の社会経済状況の変化や今後の動向を見据えての第6次総合計画策定に際して重要と思われる基本的な課題とは何でしょうか。

2点目に、ニセコ町の自然環境や住環境、土地利用、インフラ、関連産業等まちづくりに大きな影響をもたらしている近年の外資による大型開発問題をどのように位置づける予定でしょうか。

3番目、策定に際し重要な役割を果たす業務委託業者、コンサルタント選定の入札に際し、公開のプロポーザル方式を採用すべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の策定に向けての課題は、令和4年度に実施したアンケート調査において、10年から15年後のニセコ町はどんな町を望んでいますかとの問いに対して、自然環境や地域資源を生かし、優れた環境を創造する町を選ばれた方が8項目のうち2つの選択肢の中で一番高い49%の率となっております。第6次計画の策定に当たっては、これまでの微増傾向にあった人口も将来的には減少することも見込まれており、これらを視野に入れ、今後も引き続きニセコ町の大切な価値である自然環境というものに重点を置きながら暮らしやすさに配慮し、健全な行財政運営を維持させることが重要であるというふうに考えているところであります。

2点目のご質問の大型開発事業については、準都市計画、景観条例や地下水保全条例などの制度を適正に運用し、これまでどおり秩序ある開発へ誘導し、優れた自然、景観、水環境に恵まれた町として持続可能なまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。また、一方で町民の皆さんの暮らしを支える町税や自主財源の維持、確保も極めて重要な取組でございますので、将来を見据えた環境や持続する財政などの総合的なバランスにも配慮してまいりたいと考えております。

次、3点目につきましては、現在の総合計画策定事業者は地域づくりに直面する課題解決を目的に設立された札幌に拠点を置く組織で、政策立案、政策提案を主に行う営利を目的としない研究機関でございます。受注状況は道内市町村で多くの実績があり、平成19年度にはニセコ町観光振興計画の策定も支援をいただいているところでございます。このような実績を踏まえ、指名選考委員会において北海道総合研究調査会を指名することとし、指名による随意契約により契約しているところでございます。総合計画の策定には多くの皆様にも多様なご意見をいただきたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ありがとうございます。以下、一問一答方式で質問いたします。

最初の項目に関して、どういうことが今後の策定に当たって重要かということについて回答がございました。2002年から12年の第4次総合計画では、スローガンのいいいますと「小さい町ながらも世界に誇れる暮らしやすさを実感できる環境の町」、「小さな世界都市ニセコ」を掲げておりました。また、その後13年から23年、現在の第5次総合計画のスローガン、タイトルは「環境創造都市ニセコ」、これを掲げてまいりました。引き続き第6次ということで先ほど重点的に大事なことについてお話はいただきましたけれども、アンケートの紹介がございました。もちろんアンケートで、町民のご意見ですから、それを尊重して、それに沿って大きな計画を立てる、これは大事だと思います。その上でありますけれども、町政の執行方針ではこのアンケートなどの検証に基づいて策定と同時に、現在までの自治総合戦略やSDGs未来都市計画、ニセコ町強靱化計画などの重要な計画との関連を考慮しつつ、総合的な着実を実行していますと。現在それを着実に実行しているという評価が方針の中で述べられました。この検証ということが私は、着実に実行ということなのですけれども、その実行の内容についての検証、どこまで到達しているのかということが非常に大事だというふうに考えております。つきましては、この検証をどのように進めているのか、あるいは進めるつもりなのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでも主要な施策の成果説明書というものを議員各位にもお配りをし、決算審査を受けておりますが、その中で総合計画であるとか各種計画においてそれがどういう位置づけになっているかということをお出ししておりますので、随時評価は受けているというふうに私どもは現在考えているところであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今紹介された評価書ですか、これ決算の資料と同時にお配りいただいて、私たちがそれに基づいて決算特別委員会などで質疑、討論はしてきました。それは確かにそのとおりだと思うのですが、私はさらに大きな計画はどのように到達しているかということを考える際にはより客観的な評価、例えばニセコ町では数字で見るニセコとかいうことで統計資料を発表しております。こういった到達点については、やっぱり客観的なデータ、推移を見ながらきちっと評価するということが大切だと思うのです。だから、年度ごとの今おっしゃった文書でチェックしているのでいいのだということではなくて、総合計画は12年という長い期間でありますし、それから下位の自治総合戦略などもやっぱり一定の期間、5年ぐらいの期間を設けています。ですから、掲げていることがどのように進行しているのか、どこまで到達しているのかというのはより客観的な資料でなくてはならないと思います。また、例えば人口の動態、これはよく発表されておりますけれども、それはどの地域で増減があるのかとか、あるいは最近水が足りなくなって、水道の水源調査もやっておりますけれども、それは人口に対して、あるいは需要に対してどのような段階に今来て、どのような不足なり、今後需要を満たしていくのかと、これも数字で出していかなければいけないです。それから、開発の問題、先ほど2番目に、後でまた聞きますけれども、いろいろ土地利用の変化などもございます。農地をはじめとする土地利用の変化、こういったものをきちっと客観デー

タとして評価しなければいけない。これは、例えば非常にデジタルを活用した上で可視化する必要があると思います。地図に落としていくと。これによって推移がよく分かっていくのではないかと思いますし、今後の課題も見えてくるのではないかと。ですから、検証の在り方は先ほどのことでは全く不十分で、今私が申し上げたような客観的な数値、あるいは図示、こういったものが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまの高木議員のご質問にお答えしますが、総合計画においては、12年間という長い計画期間でございまして、中間に4年に1度、第三者の方も入られまして、評価をして、見直しを行っているというようなことで進めてございます。そのほかに毎年総合計画につきまちは方向性と基本計画、今回、今の第5次には実施計画までのわかっているのですけれども、基本的に総合計画では基本計画までの間を評価対象として毎年公表させていただいて、皆さんに周知しているところでございます。この項目につきましては土地利用も当然ございまして、内部の評価でも非常に低い点数、100点満点で、今回令和3年度に評価出していますけれども、48点とかいうような数値を出させていただいています。自然環境につきましては、70点というような評価をさせていただいています。このような数値を今後も見極めながら第6次の計画に持っていきたいなというようなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） では、2項目めに関する追加質問、再質問です。

先ほど開発についてどのように捉えているかということに対しては、あまりはっきりしたお答えではなかったなと思っています。というのは、今の回答にもありましたように、土地利用についての評価が低い、あるいは自然環境についても70点ということですが、これも課題が残っていると思います。その上で、今起きている開発の実態、特に外資、この開発状況については、昨日も地元説明会があって、当初提起していた説明内容と大きく変えたのです。大規模な面積の中に本人及び親戚が4棟の別荘を建てて使うというのが説明だったのです。それが用途変更しますというのが昨日の説明会でした。ここにおいては、全く用途がお客さんを入れる施設、これに変えるということになったのです。これは、幸い全体の敷地が大きいものですから、それによって大きく環境をいきなり変えるということにはならないのですけれども、ただ最近の外資の動きの中では利益第一、投資目的、転売目的、そういうことによって60坪だとか100坪の面積の中に住宅というか、コンドミニアム、これはお客を取ると。同じような建物がずらっと並んで、まるで市街地のような形態になる。こういうふうに非常に大きなインパクトを景観においても、それから自然環境においても、とりわけ水需要であったり、あるいは配水の圧力だったり、大きな影響を与えるわけです。ですから、この問題は個別な問題ではなくて、やはり総合計画の中でどのように受け止めて位置づけていくのか、あるいは今後とも新たな施策を考えていくのか、こういうことが大事だと思いますが、その点について再度質問いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問ですけれども、総合計画にも環境対策ということで、当然ニセコ町の総合計画には環境、自然というのは非常に重要な支援であると思いますので、今後総合計画策定に当たっては専門の委員さん方とか有識者、それからニセコ町で活躍されている方等々、いろんな協議会、作成委員会と検討します。また、町民向けのワークショップ、外国の方向けのワークショップ、そのほか町民講座2回ほども予定してございます。様々なご意見をいただいて、環境に対する文言についてどうしていくべきかということも議論して、ご意見いただければなど。また、今年環境基本計画も12年の満期を迎えまして、策定することとしております。これまで景観の話題が、私も以前都市建設課にいまして、いろいろとご意見いただいております。環境基本計画のほうにも開発に関してもう一步踏み込んだ内容で皆さんからご意見をいただくのも大事なのかなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっと補足させていただきたいと思うのですが、これまで町の総合計画、割とかなりいろんなことが書き込んであって、しかも実施計画まで持って、そしてその下に各計画がぶら下がっている。非常に整理として分かりづらいと思います。今回について体系化をする中で町の主な方針をそこで書き込むと。その中に環境基本計画があったり、各それぞれの計画があると。個別具体はその計画を見れば分かって、そこで評価がなされるというような枠組みで、できるだけ簡素で方針がしっかり分かるようなものに変えていきたいというふうには考えています。

それと、1点目にあった可視化する必要と、これは本当に重要なことだというふうに思っております。今GISとか地図情報、今回のDXの中で入れ込めないかいろいろ検討しているところがあります。将来的にはいろんな地域の実情を地図データといいますか、そういう可視化したデータに入れ込んで、みんなが見ても今の現状が分かるというようなものに発展させていければというふうに検討しているところでもありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 高瀬課長及び町長の今の発言に関連しまして、私簡素に分かりやすくというのは賛成です。ただ、先ほど言いました開発問題については非常に大きなインパクトがあります。その上で環境基本計画の見直しなどでも触れていくということになると思うのですが、町がずっと掲げている持続可能性、この問題の視点からいいますと、やはり開発についてはコントロール、あるいは規制をする、そういった新たな手法を取り込んでいく、研究する、そして総合計画にきちんと位置づけるということが私はこの時点では待たなしの課題だというふうに考えておりますので、ぜひこの点を留意していただいて、進めていただきたいということ申し上げたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今高木議員のご質問なのですけれども、町長とか高瀬課長も先ほど答弁したとおりなのですけれども、うちのほう昨年と今年と、またさらにR5年度、令和5年度にかけまして同じように建築ガイドラインのほうを今策定の作業を進めております。その中では、具体的に今言ったように総合計画の大きい位置づけがあって、さらにその中に環境基本条例、そ

してうちのニセコ町景観条例、いろんな条例としては水資源保護条例とかいろいろ各種の条例もあります。その中でもうちょっと分かりやすいガイドラインの中に景観条例の位置づけと一緒に建築ガイドラインの中で分かりやすいような手法で明確に分けていって、開発事業者に対してそういうガイドラインをつくっていかうというふうに今策定していますので、その辺は総合計画の中にも盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 3点目の入札の契約方式について先ほど説明がございました。純粋な民間ではなくて、公共的な要素も入った団体で、施策に通じているということで随意契約をされました。4年度の内容は先ほど紹介あったアンケートを中心に実務をされたかと思えます。令和5年度につきましては、さらに総合計画そのものの策定に入ることになって、恐らく継続的に随意契約でこの業者さんが担当されることになると思うのです。その上で私大事なのは、そういうことで進めていくとは思いますが、例えば中間の段階で町民に向けて私たちというか、町から請けたこの仕事について現段階でここまで進んでいますとか、このような考え方を基本に進めておりますとか、そういった報告会なども大事だと思うのです。ですから、その点については今後留意していただきたいということで、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 総合計画のスケジュール感でございますけれども、議員承知のとおり審議会の委員会の一般公募ももう終えておりまして、4人ほどおかけしたのですけれども、お二人の応募がありまして、選定しているということで、全体で12名程度の策定の審議会、これ審議会にかけるには役場の全管理職を含めて総合計画の策定検討をするという設置要綱がございまして、進めることとなります。それで、スケジュール的には4月、5月と審議会開催、7月、ワークショップ等、9月の中間に町民講座を開催させていただきまして、この計画の策定の趣旨とか進捗状況とか大きな狙いをこう考えているとか、そのようなことをお話しさせていただきまして、町民からたくさんのご意見をいただければありがたいなというふうに考えているところでございます。その後、11月から例年行っていますまちづくり懇談会がございまして、昨年11か所、今年は12か所やれるのではないかなと見込んでおりますので、この中でもダイジェスト版をお配りして、ご意見をいただき、いきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問。

○8番（高木直良君） 次の質問。続いて、2問目です。除雪に関する諸問題について。

今年の冬の積雪状況は、初期の予想を超えて連日の降雪により事業者による早朝よりの公道の除排雪のみならず、住民も1日二、三回の自宅敷地などの除雪に追われる日も続きました。除雪事業者のオペレーター確保や技術水準維持の努力、住民の高齢化による支援体制の充実が課題として深刻になっていると思われまます。冬期間の日常生活の安全と利便性向上のために除雪に関して以下の課題を問いたいと思います。

1つ、町道の除排雪水準の維持、向上に向けた契約事業者からの要望を反映した委託積算額の適正化など、これまでの取組の内容及び課題をどのように評価しているでしょうか。例えば積雪量測定箇所を増やすべき、現在1か所しかありませんけれども、これを状況によって2か所に増やすなど必要ではないかという見解がありますが、どのように考えているでしょうか。

2点目、自宅周辺や私道など民有地除雪作業を町内事業者に委託契約することが増えています。民衆の契約であり、役場が介入することはできませんけれども、一定の条件の下での標準的な価格の目安、これを参考表示することなどは住民の安心につながると思いますので、いかがでしょうか。

3点目、町営住宅で平家や地形上の条件で屋根落雪による窓の閉塞などの生活不便を生じている場合があります。住民の共同負担による重機での除雪や手作業での除雪を苦勞して現在行っておりますけれども、公費による除雪も検討してはいかがでしょうか。

以上、伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の町道の除排雪につきましては、過去5年間に降った雪の降雪の状況を見ますと、平成30年度と令和元年度の平均降雪量が6メートル程度となっており、2年連続で雪が少ない年が続いた後、令和2年から令和4年度の3年間は降雪量が9メートルを超えるという大雪が続いており、除雪事業者の皆様には毎年激務の中、誠意を持って除排雪に取り組んでいただいております、大変感謝をしているところでございます。この除排雪の委託経費につきましては、北海道積算基準を用いて積算をしており、除雪回数については過去の出勤回数の実績により算出をしているので、積算や契約における評価としては妥当なものであるというふうに考えているところであります。

次に、2点目の民間相互の契約における除雪価格の参考表示に関しましては、高木議員のご指摘のとおり行政機関たる役場がこういった民衆の契約に介入するという事は避けるべきであるというふうに考えているところであります。

次に、3点目の町営住宅の除雪の対応につきましては、原則中央団地5号棟、6号棟や望羊団地など高所からの落雪による危険な箇所については除雪等の支援をしております。しかしながら、平家など低層住宅については特別な事情がある団地を除き、これまで同様入居者の皆さんがそれぞれ高齢者事業団や近隣住民などの協力の下で除排雪を行っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 確かにこの間公道、町道に対する事業者さんへの契約額、これについていろいろ改善もされてきていると思います。今おっしゃったように、道の基準がありますので、それに基づいている、あるいは近年の燃料の高騰なども反映しているとは思いますが。その上でですけれども、問題は住民といいますか、民間でお願いする場合の価格についてなかなか標準がどこにあるのかということが分かりにくいという状況もあるというふうに思います。その上で先ほどもちょっと話題になりました独居世帯、あるいは高齢者のみの世帯に対して福祉的な措置であります老人世帯の私道除雪、あるいは住宅の周辺の除雪、これが実際制度としてあるわけですがけれども、ここの

単価の改善についてはどのように考えられているでしょうか。お尋ねします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

福祉サイドのほうで現在高齢者等を中心に3つの制度を用いて除雪のサービスを行っているところでございます。その中で、単価という点についてのご質問かと思うのですが、特に町のほうで単価の設定とかはしていないので、市場の価格に合わせて実際の契約を行っている。また、個人の負担金についても随時見直しはしていくところでございますが、高齢者または障害者等となりますとなかなか収入の面で制約、無理があるのかなというところで、そこを極端に市場単価に合わせるというようなことではなく、状況に応じた、市場に応じた対応していくのが一番重要なのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 確かに直接市場価格に応じて補助しているわけではないのです。ただ、実際に頼む方は当然市場に沿った価格を、例えば年間15万円とか、それに対して補助が、最高限度額が5万円です。この5万円の限度額がこれですと二十数年据置きでいいのかという趣旨の質問です。というのは、もともと依頼したときに昔10万円できたのが今現在15万円出さないとできないという状況になっているわけです。ですから、先ほども公道についての道の基準も上がってきていると。同様に福祉政策の基になっているご本人が業者さんをお願いする場合の価格が上がっていているわけです。そのときに補助が最高限度5万円であるとか、あるいは私道については公道から30メートルという条件、それからいろんな要素、要件を点数化して、7点以上でないとは補助しませんとか、そういったかなりハードルの高い水準、条件が設定されているのです。これについて見直しをして、少なくとも限度額を今20年ぐらい据え置いている。都市建設課のほうでやっている私道に対する補助額は今年12月ですか、補正予算で5割増しになっているわけです。ですから、そういった意味でのバランス、これが必要かと思しますので、その点についての改善策が検討されないのかという趣旨でお尋ねいたしました。よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまのご質問、お答えしたいと思います。

すみません。私の認識がちょっとずれていたようで、申し訳ございませんでした。まず、先ほど申し上げた3本の高齢者等に対する除雪のサービスということで、高齢者の私道除雪サービスというものにつきましては、この事業単価は確かに業者のほうで決めているもので、町が入札を行って、事業実施しているのですけれども、これの個人の負担金については5万円を限度にとということで、いわゆる5万円を超えた部分については全額町のほうの負担というふうになってございますので、ここの部分、個人の負担金が今の状況に応じて増えているというようなことはないということが1つです。

それと、2つ目の事業といたしましては、介護予防における住宅前の、住宅周りのサービスでございますが、こちらは基本高齢者事業団のほうに手での、例えば窓が埋まってしまったりで窓を掘

り出すとか、あと家の周りのいわゆる高くなったところの雪をちょっと落とすとかというような手でやる作業を基本としておりまして、これについては今回条例改正のほうでも出ささせていただいておりますが、昔は1,000円ぐらいで1時間、1人1,000円ぐらいの単価で高齢者事業団にお願いしておりましたが、ここの部分が上がっているということで、これに対応して個人の負担金も段階的に上げていくというようなことで対応しております、ここの部分につきましては確かに高齢者等の負担が増えるというふうにはなりますが、今まで100円でできていたものが200円になるということで、ここの部分ご理解をいただきながら市場に合わせた対応していくというような見直しをしていくということでございます。

3つ目の高齢者宅前通路の除雪扶助という、ここの部分が個人の方が個人あるいは業者のほうに委託をするということで、家の前の除雪、通路前までの除雪が今まで5万円でもできたのが今なら10万円、15万円かかっているというところもあるということで、ここの部分については確かに個人負担金の考え方としては5万円を超えた部分の3分の2を支援する。ただし、支援する額も5万円を上限とするとなっているので、確かにここの部分についての見直し、検討が必要かとは思いますが、いかんせんまず除雪の問題、総体的に検討する必要もあると思いますので、今言ったこの3つの事業合わせて今の実情に合っているのかというのを検討させていただくようなことでお時間いただきたいなというようなところが現状でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 2項目めのところに移ります。

今課長からもお話ありましたけれども、除雪の総合的な対策ということの一つになるかと思うのです。例えば今まで自分の持っている小型除雪機で家の周りをやるとか、あるいは手押しママさんダンプを使って人力でやっていると。これは元気なうちといいますか、自分が体力があるうちはやっていますよという方は大勢いらっしゃいます。ただ、だんだん年を取ると小型機械であろうとやはりちょっと危険を伴う。現に北海道、いろいろ事故が報道されております。あるいは、手で作業するのは余計また大変だということで、これは業者さんにお願いするしかないなということで、今まで自分でやっていたのを業者さんにお願いするという方が増えてきていると思うのです。そういう状況の下で、例えば業者さんというのはどなたに、どこにお願いしたらいいのかという場合、もちろんご近所の情報など、そこから情報が入る場合もあります。それから、どの程度のお金がかかるかという情報も事例を見聞きして、情報として得るといえることがあると思うのですが、ただそういう情報にあまり接していない方が切り替えようというときに例えばこれに関する相談の窓口を町として持つとか、あるいはごく本当に標準、例えばこういう条件だったらどの程度かかりますよとか、そのようなことの情報を提供するという趣旨でいうと、先ほど町長がお答えになった民民に介入するということではなくて、住民のやっぱり生活の安心のための情報ということを町が提供していくということは必要になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員おっしゃることよく分かります。ただ、個別具体あれば町でもそ

こはこういう業者さんがちょうど除雪しているので、ここに声かけたらどうですかみたいな、そういったご案内といたしますか、そういう相談にはこれまでも随時乗ってきておりますが、除雪に関しては事業者さんがそれぞれ地域との関係で本当に格安でやられているところもあれば、割と規則的にやられているところもあって、まちまちなのです。それを役場が例えばとって表示してしまうと、やっぱり今までのいろんなことが、その価格に誘導してしまうようなこともいっぱいあるというふうに思います。なかなか難しい、相当難しい課題ではないかと思えます。人間関係の中で料金決められているところもそれは当然それぞれの地域であると思えますので、本当に難しいと思えますので、何かいい知恵があれば逆に教えていただければありがたいなと思えます。ただ、趣旨はよく分かりますので、その辺また役場内部でも協議して、何かベストな案があるかどうか調査させていただきたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 確かにいろんな地域の関係、あるいは人間の関係、あるいは土地の状況とか、いろいろ状況がありますので、一律というのは参考とはいっても難しいのだというお答えは分かります。ただ、その上でやはりそういう自力でできない状況の方が増えていくのではないかということについてはぜひ配慮をいただきたいなというふうに思えます。ですから、個別であっても相談があれば相談には応じるぐらいの体制はぜひ持っていたいただきたいというふうに思えます。

3点目に……よろしいですか、議長。3項目め入ります。3階、4階の高いところの屋根からの落雪には対応をしていますと。ただ、平家の場合は難しいようなお話でしたけれども、状況については同じなのです、起きる現象は。1階の、平家は1階しかありませんけれども、実際に住んでいる、リビングならリビングの目の前の窓、これが塞がってしまうわけです。真っ暗になってしまいます。それから、場合によっては排気筒に、排気筒の位置が悪いためにそこに雪が当たって、排気筒が壊れたという事例も見ております。そういう状況の中でももちろん生活、すぐ明るくしたいから、自分が勤務の後夜になって、暗がりの中で一生懸命スコップでやっているという事例もあるのです。それぞれ努力しているのは間違いありません。それから、お金を出し合って、年1回か2回ですけれども、大型重機が入って、平家の後ろ側にたまった雪を排雪していると、除雪しているという事例も見ています。ただ、それであってもやはり高所からの落ちた雪については町が何らかに対応するけれども、平家については対応できないという、その区別というのはよく理解できません。やはり私は全面的に町負担にしてくれということではなくて、例えば年1回であってもやっていただければ非常に住民の方にとってはありがたいのではないかと思えますので、その趣旨でお聞きしておりますが、再度お答えいただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

これまでも何度か同じような質問を受けたことはあります。そのときも同じような回答をちょっとさせてはいただいております。先ほどもあったように、特別な事情のある団地、例えば有島団地であったり、あと中央団地のちょっとすり鉢になった地形のところとか、あと西富団地4号棟、あれも雪止めを設けて、ちょっと重みで扉が開かないとか、そういう特別な事情の部分のある団地に

おいては年に1回から2回除雪、排雪させていただいております。確かに高木議員のおっしゃったように、片流れで一挙に雪が落ちてしまうと排気筒が詰まったり、窓が暗くなったりすることも我々担当課としては見ております。ただ、団地の中では個人差はあるのですけれども、常にまめにやっている方もいたり、全くやらない人がいたり、そういう中で行政が全部やってしまうのはどうかなどというところで、我々はそういう判断をさせていただいています。ただ、大きな事故とか、あと災害的なことに結びつくようなことがあれば、そのときは必要において経費を補正なり何かさせていただいて、除雪、排雪していきたいというふうに考えておりますので、まずはそこから町は考えたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 特別な事情については配慮して、現行でもやっていらっしゃることなのではございますけれども、それでも私の近隣においてはもともとの住宅の構造をそのまま生かして改修した町営住宅ということで、それやっぱり建物の構造自体、町営住宅の構造自体に片流れをずっとそのまま生かしているということによって生じている問題だと思っております。そういう意味では、個人の責任ということではなくて、町営住宅の建築的な構造によって生じている問題だということをご配慮していただきたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 高木議員の再々質問については、うまくお答えできるかどうか分かりませんが、状況を見ながら今後検討していきたいと思っておりますし、あと排気筒の部分については重大な事故につながると思っておりますので、まずはそういうところから改善するようなことから町としては考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員、次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） では、3問目、3項目めです。新消防庁舎建設と役場来訪者の駐車場増設についてお尋ねいたします。

新消防庁舎建設に際しての駐車場の面積不足を補うため、当初旧庁舎跡地を立体的に活用する計画が示されておりました。その後消防庁舎の耐震性不足が判明し、急遽旧庁舎跡地への建て替えが決定され、地上部分の駐車場確保が大幅縮小となったと思っております。

お尋ねいたしますが、まず1点目、旧庁舎跡地に消防庁舎を建設する計画と駐車場の確保問題を町民に説明する機会を設け、町民意見を聴取すべきだったと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目、昨年の政策案件説明の際に新消防庁舎建設に際して従来型ではないCM方式などの設計施工一括契約方式の検討を行う旨の資料が配付されました。その検討の結果を説明していただきたいと思っております。

3点目、次年度予算案では新消防庁舎の基本設計及び実施設計を発注、契約する運びでありますけれども、敷地条件を最大限生かした消防庁舎建設と駐車場建設、どのように進めるか。発注に当たっての委託仕様書の基本的な考え方を伺いたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年の2月末に策定した羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署庁舎整備基本計画については、消防支署の建て替え整備に係る諸条件の検討、整理を行ってまいりました。本計画では支署を建てる条件として消防が必要とする敷地、庁舎の面積が確保できるか、それから防災倉庫や公用車の駐車場、来客用駐車場などの確保が可能かなどの検討を行ってきているところであります。これらの検討の中では、事業費の7割について国から補助を受けることができる緊急防災対策事業債を活用することで旧役場庁舎の解体経費も国の支援の対象となり、町財政の負担軽減に大きく寄与すること、また整備予定の公用車、防災車両の屋内駐車場と消防庁舎を一体的に整備することが効果的であることなど総合的な観点を踏まえ、羊蹄山ろく消防組合並びにニセコ支署との協議、そして議員各位のご理解をいただき、旧役場庁舎が建て替え場所として適地としたものでございます。

これらを踏まえて、1つ目のご質問であります、今後基本計画の内容につきまして建設方針の具体的な内容も含めて町民の皆様への説明会等を開催させていただきたいと考えております。また、この説明の中で町民皆様からのご意見等も反映できるよう調整を図っていきたいと考えております。

次に、2つ目のご質問のCM方式を含めて、建設発注方式について検討を加えてきております。この検討の中で資材の高騰や設計人材不足などの状況を踏まえて、CM事業を競争入札で行うことは難しいと判断し、今回については設計と施工を分離して行う方針としております。ただし、発注においては基本設計と実施設計を同時に発注することで6か月程度の期間短縮が可能という判断で現在動いているところであります。この基本計画におきましては、消防庁舎や防災車両等の屋内駐車場、それに防災避難用の駐車場、防災倉庫などのゾーニングを行っておりますので、その方向に沿って設計を発注してまいりたいと考えております。なお、消防庁舎の整備の方向性としては、消防現場の要望を全て包含でき、かつ屋内防災車両や防災駐車場、防災広場などの課題を取り込むことができ、さらに財源確保のメリットが極めて大きいことから、旧役場庁舎敷地の有効利用を図ることが最適としたものでございますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 最初に、説明会については今後行うということですが、本来これだけの規模の建築については、例えば景観条例とか、あるいは町の基本的な条例でありますまちづくり基本条例、これにのっとって重要なこうした事業についての事前の説明、こういうものがあつてしかるべきだったのではないかと思います。もちろん今後やっていただくのは当然でありますけれども、その前にやはりこういう構想であるということについてはいろいろ、周りの町民の方も駐車場どうなってしまうのだろうかという心配もあつて、そういったことに応えるような説明会が事前にあつたほうが私はよかつたのではないかというふうに考えております。その点について改めてまた、今これから行うということではありますけれども、その点についての考えを聞きます。最初に、その点はどうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

消防庁舎につきましては、敷地選定数か所から始まりまして、選定作業を進めていったわけですが、高木議員おっしゃるように、用地選定からできればよかったです。基本的には消防庁舎という特殊性も含めて、造る場所というのはすごく限られているのかなというふうに考えております。そのため、候補地を2か所ぐらいに絞って選定作業しておりまして、基本的に町民の皆さんの意見を敷地選定から進めるということも必要ではあるとは思いますが、ただその中でもやはり限られた町有地の敷地とか旧庁舎の活用方法含めて総合的に判断する必要性もありましたので、その点は事前に行うことで逆に選定に支障を来すような状況にならないようにしていたというところはございます。まず、消防庁舎の選定条件に当たっては消防力の整備指針の市街地内であることとか、あと交通の利便性が高いこと、周囲への騒音に配慮しているか、また関係法令に則した土地であるか、もしくは想定する庁舎の規模による敷地面積が確保できるか、それから冬期間使用できるヘリポートがあるか、それから役場庁舎との位置関係、これが重要な視点として消防のほうから指摘があるところです。これらの条件を踏まえて、選定箇所としては現消防庁舎の周辺町有地か、もしくは旧役場庁舎の町有地しか状況としては考えられないという状況の中で、敷地選定に当たってはこういう条件を踏まえて、あと財政的な面も含めて選定したというところでございます。こういった要素を全て説明した上で用地選定を町民の皆さんから意見を聞くということはなかなかはっきり言ってちょっと難しい部分もあるのかなと思いますので、今後周辺の騒音の問題とか、あと交通安全上配慮できるだとか、そういったことも踏まえて基本設計、実施設計の中できちんと意見を取り入れていながら設計業務を進めていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お話ありまして、いろいろ難しさがあったということですが、今おっしゃっていただいたようなことを事前に町民の方にも知ってもらおうというのは、大事だったと思うのです。というのは、やはりあの場所に消防庁舎ができるということはかなり唐突感があるというふうに受け止めている町民の方もいらっしゃるのです。ですから、今おっしゃったような財政上の有利性も含めて、なぜあそこ選定するのかということについてのやはり情報を基本条例にあるようにまずはお知らせをします。町民の方と共有していくというのは、非常に大事なプロセスだったというふうに私は思っております。それは私の考えですけれども、ぜひ今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。

2点目です。CM方式については、設計施工一括ではなくて、個別に従来方式でやっていく。その中で基本設計、実施設計を同時にといますか、同じ業者さんが同時に進めていくということによる時間短縮の有利性というお話ありました。その上でやはり今後私たちが、議員ですけれども、議員が政策案件のときにかなり詳細なCM方式についての資料頂いたのです。だから、そういう形で進むというふうに思い込んでいた節もありましたので、今後とも変更についても丁寧に説明していただきたいかったということを申し上げたいと思います。

その上で駐車場なのです。来庁者の駐車場がどうなるかということがかなり町民にとっては大き

な問題になります。もちろん消防庁舎としての機能を損なってはいけないわけですが、その上でさらに駐車場はどのように、例えばどのぐらいの台数が確保されるのか、あるいは確保するように設計するように仕様書にうたうのかというようなことについての関心もあります。駐車場については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、町民説明会につきましては、用地の選定の経過も含めてしっかり今後説明させていただきたいと思いますので、今後基本計画の内容に沿って町民の皆さんに情報共有させていただくということを考えております。

それから、来場者駐車場に関しては今のところ、ちょっと図面ないので、説明しにくいのですが、消防庁舎、消防の要望で道道側から約30メートルは訓練用も含めて敷地が必要だということで、その後に消防庁舎を建設し、その裏に来客用駐車場を確保するというで考えております。今現在700平米ぐらいの面積の駐車場を予定しておりますけれども、1階部分、役場庁舎、今の現庁舎の向かい側のほうにちょうど平行に駐車場を確保する予定でございまして、その下に公用車の防災車両の駐車場を確保するというで、2階建ての1階部分について来客用駐車場を700平米程度、ただ何台については基本計画の中では一応26台程度としておりますけれども、駐車場の幅、面積どういうふうにとっていくかとか、その他必要なものもありますので、こちらのほうは今後設計の中で検討していくということにしております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） おおよそは分かりました。その上で駐車場に絡んで、例えば職員の通勤用の車の駐車の問題、あるいはあそこは市街地ということで飲食店などがあって、その駐車場が狭いために道路上、あるいは全く関係のない民有地に車を止めるというようなケースも起きているようです。ですから、今回駐車場問題、この消防庁舎あるいは新庁舎周辺の町全体の駐車問題についても少し検討の中に加える。例えばどのように駐車場を誘導、駐車することを目的に来ている車に対する誘導する標識であるとか、あるいは違法駐車についての禁止行為をもう少し明確にするとか、そういった周辺の車問題についても一緒に検討していただければどうかと思いますので、もし今の時点で考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

市街地の駐車場については、さほど確保できるという状況ではありませんが、職員については現有の旧庁舎の敷地では確保することできませんので、将来的に今の現消防庁舎を取り壊すことになるとは思いますが、取り壊した後にヘリポートを検討しておりますが、そちらのほうに増設できるかどうかも含めてちょっと検討はしていきたいというふうには思っております。また、一般の町民の皆さんについては、土日については役場閉庁している部分については今のまた来客用駐車場を閉鎖する予定はございませんので、土日使っていただくということは全然構わないのですけれども、

平日についても、周りに町有地点在しているというところもありますので、そちらの町有地使って、ご利用いただくというようなこともほかの課ともちょっと情報共有しながら検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、榊原龍弥君。

○4番（榊原龍弥君） 4番、榊原です。よろしく願いします。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

特定小型原動機付自転車について。本年7月1日の改正道路交通法に伴い、道路運送車両法において新たなカテゴリーである特定小型原動機付自転車（特定小型原付）が誕生します。こちらは16歳以上であれば免許が不要で乗れるということ、ヘルメット装着は努力義務とされていて、しなくてもよいということ、それから歩道も時速6キロ以内であれば走行可能というものになっています。これは、今シニアカーとかというのがニセコ町でも走っていますけれども、それと同じ仕様で歩行者扱いになるのかなという感じになっています。というもので、現状ではいわゆる都市部で電動キックボードとか乗っていらっしゃる方がいるのですけれども、それが合法的になるようなイメージなのですけれども、ニセコ町においては市街地や観光地でのシェアリング等の観光目的の用途、それから高齢者向けの車両開発が現状では先ほど申し上げたようなキックボードとかではあるのですけれども、改良されて、高齢者向けに便利なものになってくる可能性もあるといったことが考えられまして、観光振興や、それから地域交通の一端を担う可能性があると思っています。また、環境問題においても現状近くまで車で移動するような用途に代わって、近所だったらこれで移動してしまうということで環境問題へも有用であるということも考えられて、私はニセコ町でも大いに活用すべきだというふうに考えております。ただ、一方で新たなモビリティの誕生に関してはルールやマナー、それから安全性等の課題が新たに発生すると思っています。以下について町長にお尋ねします。

ニセコ町として、この特定小型原付の活用方法について現状でどのような認識を持たれているか。

また、ルールやマナー、安全性等の課題についての現状認識、また町独自のガイドライン等が必要だと考えられているかお尋ねします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの榊原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問ですが、特定小型原動機付自転車については、昨年4月に公布された改正道路交通法により新しい車両区分として定義がなされたところがございます。現在ニセコ町においては、ニセコリゾート観光協会において電動アシスト付きのレンタルサイクル、グリーンバイクを実施しておりますが、今年度の実績は過去最高の利用者というふうになっており、このようなサイクルツーリズムは環境面から見てもニセコをお楽しみいただくコンテンツとして大いに期待できるものというふうに考えているところであります。特定小型原動機付自転車につきましても、榊原議員のおっしゃるとおり、交通の不便な地域においてはラストワンマイルの移動手段や観光地を楽しむ新しいコンテンツとして注目が高まっていくものと考えられております。今後のニセコ町としての活用については、先行して導入している他の自治体の状況や安全面、運用方法などの課題につい

て情報収集を行いながら、導入の可能性などについて調査を進めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問ですが、特定小型原動機付自転車をご利用いただく際には、国が定めるルールに沿って安全に十分配慮して利用いただくことが大前提であるというふうに考えております。ニセコ町独自のガイドラインについては、現時点では策定の予定はありませんが、今後の利用状況や先駆的に導入をしている自治体の実態を把握して、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ありがとうございます。私結構車とかバイクとか昔から好きで、趣味と言っていいくらいではあるのですけれども、そういう意味ではここ数年か1年の間ですか、これが出るぞ、出るぞという情報が出てきていまして、いろいろユーチューブとかでも見たのですけれども、いよいよ、昨年12月に車両の具体的な仕様が確定して、そこから大体2年ぐらいかかるだろうと思っていたら、今年の7月1日からということで、非常に急なのです。仕様が発表されたときに割とこの手の専門家が言ったことはまじかという感じで、非常に可能性を秘めている反面で安全面とか、あとルール、マナーですか、この辺ですごくトラブルが起きるぞといったような見解が多いということなのです。私が危惧しているのは、私が思うに相当な有用性があると同時に、ルール、マナーの問題、安全性の問題によってそれが全て否定されるような事象が起きてはいけないということ非常に危惧しております。それがまず1つです。それから、非常に試行までの期間が短いということから考えると、どこも多分成功例は持っていないと思うのです。ですから、先ほど町長が言われたように、先行される自治体の例というものを参考にしながらというのはあるとは思いますが、今の時点で何ができているというよりは実際に運用されてからどのような問題が起こるかに対して事前に対応しておくことが重要ではないかなと考えております。その辺いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤 徹君） ただいまの榊原議員のご質問にお答えしたいと思います。

私からは、今観光利用の面ということでご発言がありましたので、私のほうから説明というか、ご回答申し上げますと、そういった、確かに私自身も新しいコンテンツとしてはニセコを走っていると面白いだろうなというところはすごく想像できる場所、その反面やはり安全面だとか、あと免許がなくても乗れるというところで、あと交通ルールの問題があると思います。そして、今ちょっと私の知り得る情報の中では警察庁と、あと官民連携の協議会をつくって、安全に対する事業者向けのガイドラインをつくっていて、そろそろ出来上がるか出来上がったかという頃になると思います。そういった場合にレンタル事業者さんだとか、あと販売事業者さん向けにそういったガイドラインをしっかりとお示しして、その内容はお客さんに買ったり売ったりするときに免許のない人でも交通ルールをちゃんと説明してねとか、安全対策をちゃんとしてねとか、車両そのものも、御存じだと思いますけれども、保安基準がしっかり整っているの、そういう保安基準があるものをちゃんと売ってくださいよとか、そういった国の細かいルールがきつとご心配のあるところに対応していくものだと思います。そして、先行事例もあまり確かでないところなのではあるけれども、実

際に民間のそういった実証事例、実証実験のような形で日本のどこかの島だとか観光地、そういった車両としての実証運行みたいな、狭い範囲で実証運行していたり、あと広い工場の中での移動手段で、セグウェイみたいな感じでずっとあれを使って移動したりとか、そういった機械に、マシンというか、機械においては徐々に性能も上がってきているというところはきっと出てくるのかなと思います。あと、ニセコ町の導入に当たっては、そもそもすごく楽しそうではあるのですが、ニセコも山、坂が多いところなので、そういったところでしっかり対応できる車両になってくるのかなだとか、坂上れるのかなとか、そういったところ総合的に検証していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今のところ有している情報では、高齢者の皆さんが免許返納後に利用できる安全なモビリティということもあって、今實際上3輪、4輪車の実験車両が動いているということでもありますので、こういった福祉面のこと、それから将来的なこういった交通手段をシェアし合うやっぱり社会にしていく必要があるというふうに思いますので、その辺のことも踏まえて情報収集してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ありがとうございます。最後に、1つだけなのですけれども、恐らくニセコ町の場合観光客が国内外含めていろいろ来られる中で、歩道、車道含めた、そこにいろんな交通が、混合交通の今まで経験していないような状況が訪れるのではないかというふうに思っています。その危険性は十分認識された上で対応お願いしたいなと思っています。すみません。質問ではなくて、意見としてでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、あした3月15日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月15日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、3月16日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 0時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (原本自署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (原本自署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (原本自署)